

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0587-52-4711 (月曜日～金曜日 8:30～17:30)
管理責任者 中野 千晴

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ふぁみりい恕苑居宅介護支援事業所
所在地	愛知県江南市小杣町林125番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業所 (江南市 2373600713)
サービスを提供する 実施地域	江南市：全域 扶桑町：全域 大口町：全域 一宮市：国道22号線以東、国道155号線以北 (浅井町、笹野、島村、瀬部、時之島、春明、丹羽、柚木嵐) 犬山市：国道41号線以西、県道27号線以西 (木津、上野、橋爪、五郎丸) 各務原市：国道21号線以南、県道27号線以西、県道114号線以東 (鵜沼、前渡、三井、川島)

(2) 事業所の職員体制

管理者兼主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日
午前8時30分から午後5時30分まで(但し、12月31日～1月3日は除く)
営業時間外の相談対応につきましては、管理責任者(090-9124-4711)まで
ご連絡下さい。

(4) 事業計画および財務内容

事業計画および財務内容については、利用者および家族に留まらず全ての方に対し、求めが
あれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合には、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数40件未満の場合

要介護1・2 1,086単位 要介護3・4・5 1,411単位

② 介護支援専門員取扱件数40件以上60件未満の場合

要介護1・2 544単位 要介護3・4・5 704単位

③ 介護支援専門員取扱件数60件以上場合

要介護1・2 326単位 要介護3・4・5 422単位

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300単位

入院時情報連携加算(Ⅰ) 1ヶ月につき 250単位

入院時情報連携加算(Ⅱ) 1ヶ月につき 200単位

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 50単位

退院・退所加算(Ⅰ)イ 1回につき 450単位

退院・退所加算(Ⅰ)ロ 1回につき 600単位

退院・退所加算(Ⅱ)イ 1回につき 600単位

退院・退所加算(Ⅱ)ロ 1回につき 750単位

退院・退所加算(Ⅲ) 1回につき 900単位

1単位＝10.42円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方については無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

移動手段：公共交通機関 実費

：自動車 通常の事業実施地域を超えた地点から、1kmごとに30円
(片道5km未満)

(3) 解約料

利用者は【居宅介護支援契約解約届】の提出をもって解約をすることができ、いっさい料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出下さい。

【連絡先】 ふぁみりい 恕苑居宅介護支援事業所 TEL 0587-52-4711

(2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・江南市役所 ふくし部 介護保険課 TEL 0587-54-1111
- ・一宮市役所 介護保険課 TEL 0586-28-9018 (直通)
- ・扶桑町役場 介護健康課 TEL 0587-93-1111
- ・大口町役場 健康生きがい課 TEL 0587-94-0051 (直通)
- ・犬山市役所 長寿社会課 TEL 0568-44-0326 (直通)
- ・各務原市役所 介護保険課 TEL 058-383-2067 (直通)

- ・愛知県健康保険団体連合会（但し、苦情内容は介護保険サービスに関するものに限る）
Tel 052-971-4165
- ・愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会
Tel 052-212-5515

6. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の代理人（家族や後見人等）に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。また、関係機関への連絡を行いません。

7. 虐待の防止

- 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止のための指針を整備する。
 - ③介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 当法人の概要

法人名称	社会福祉法人 すいと福祉会 愛知県江南市小杵町林125番地 理事長 伊神 護 電話番号 0587-52-4700
事業内容	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 通所介護 総合事業通所型サービス 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 居宅介護支援

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によってサービスを提供する際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないように、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえて、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この時、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合は、契約は継続しますが、この付属用紙に定める内容については終了することになります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定などの結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

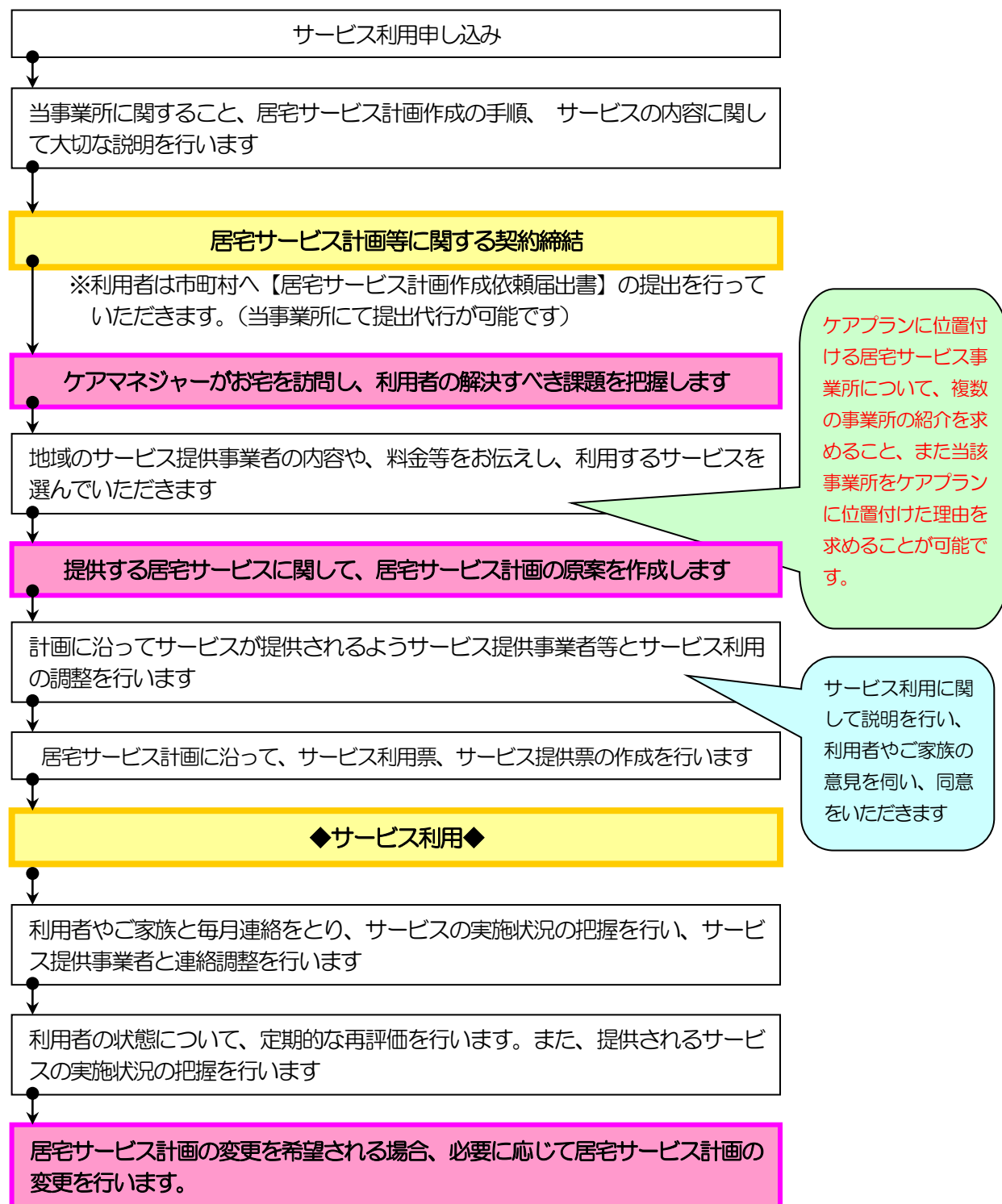
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供された居宅サービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合は、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

《サービス提供の標準的な流れ》



※入院の際は、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝えください。

(付属別紙3)

当事業所ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について（令和5年9月～令和6年2月までの6か月間）

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合

訪問介護	20.88%
通所介護	60.75%
地域密着型通所介護	6.86%
福祉用具貸与	54.21%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

	1	2	3
訪問介護	さふらん江南 40.3%	縁 28.36%	あみーごライフ式番館 17.91%
通所介護	ふぁみりい恕苑デイ 52.31%	太古の湯 9.23%	江南そよ風デイ 6.67%
地域密着型 通所介護	リハビリデイあみーご 54.55%	はなのき 27.28%	デイサービスなご家 18.19%
福祉用具	メイコー医療 27.02%	Soel 26.44%	ヤマシタ 10.92%

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にに基づき重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【 事業者 】 愛知県江南市小椋町林125番地
社会福祉法人すいと福祉会
理事長 伊神 護 (印)

【 事業所 】 愛知県江南市小椋町林125番地
社会福祉法人すいと福祉会
ふぁみりい恕苑居宅介護支援事業所

説明者 (印)

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意します。

令和 年 月 日

【 利用者 】

住所

氏名 (印)

【 代筆者 】

利用者との関係

住所

氏名 (印)